

### 第3回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年3月3日(月)  
開会 15時00分  
閉会 16時10分
2. 場 所 伊万里市役所 第3会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	欠	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 4番 古藤 大助

8番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	仲尾 鴻佑		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第12号	農地法第5条の申請について
議案第13号	農地法第4条の申請について
議案第14号	農地法第3条の申請について
議案第15号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第11号	農地等の形質変更届出について
報告第12号	農地等の形質変更工事計画変更届出について
報告第13号	非農地証明願について
報告第14号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第15号	農地法第4条許可申請書の取り下げについて

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は5番中島委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 古藤 大助委員、8番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>49件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第10号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告第11号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第12号</td> <td>農地等の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第14号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地法第4条許可申請書の取り下げについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第12号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第12号	農地法第5条の申請について	1件	議案第13号	農地法第4条の申請について	1件	議案第14号	農地法第3条の申請について	5件	議案第15号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	49件		農地中間管理事業	4件		公社からの買受	1件	報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件	報告第11号	農地等の形質変更届出について	2件	報告第12号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	1件	報告第13号	非農地証明願について	1件	報告第14号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件	報告第15号	農地法第4条許可申請書の取り下げについて	1件
議案第12号	農地法第5条の申請について	1件																																						
議案第13号	農地法第4条の申請について	1件																																						
議案第14号	農地法第3条の申請について	5件																																						
議案第15号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																							
	利用権設定 通年	49件																																						
	農地中間管理事業	4件																																						
	公社からの買受	1件																																						
報告第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件																																						
報告第11号	農地等の形質変更届出について	2件																																						
報告第12号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	1件																																						
報告第13号	非農地証明願について	1件																																						
報告第14号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件																																						
報告第15号	農地法第4条許可申請書の取り下げについて	1件																																						
事務局	<p>議案第12号 7番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから7ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第12号 7番については以上です</p>																																							
議長	<p>それでは7番について担当委員から説明をお願いします。</p>																																							
担当委員	<p>農地に住宅を建てたいという申請です。見に行きましたら下水道も通っていますので、別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>																																							

議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号2番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は8ページから14ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が一般住宅として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）に該当します。</p> <p>議案第13号 については以上1件です。</p>
議長	<p>2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>区長さん、生産組合長さんも問題ないということでした。私も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 5件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第14号 については以上5件です。</p>
議長	<p>議案第14号について議案の3ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第14号 農地法第3条の申請については許可と</p>

議長	<p>いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年49件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の6ページから15ページに明細書を、16ページから45ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が28名、貸付人が48名で、面積は田が136,829㎡、畑が7,408㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第15号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の46ページに明細書を、47ページから50ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が9,806㎡貸付人4名、借受人4名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第15号 農地中間管理事業については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)4件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の51ページに明細書を、52ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p>

事務局	<p>こちらは2月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。田が2筆、面積が5, 153㎡、畑が2筆、面積が3, 989㎡となっております。議案第15号 公社からの買受については以上です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。議案は53ページから54ページになります。5件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第10号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第11号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 について御説明します。議案の55ページ 4番になります。図面は15ページから19ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げし、水稻として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案は55ページ、5番になります。図面は20ページから23ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げし、水稻として利用するための届出です。</p> <p>報告第11号 については以上です。</p>

議長	4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは田を埋めるものです。堤の上と下に埋めるということでした。
議長	報告第11号 4番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは堤の浚渫工事で田んぼとして使いたいということでの申請です。区長さん、生産組合長さんも承諾されています。
議長	5番について御意見、御質問はございませんか。  <なし>  続きまして、報告第12号 農地等の形質変更工事計画変更届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第12号 について御説明します。  議案の56ページ 1番になります。 図面は24ページから26ページになります。  申請地は〇〇〇〇地区です。 昨年度の委員会で報告した農地等の形質変更工事計画変更届出について再度工事計画の変更届の提出がありました。変更内容としましては、工事期間の変更になります。  報告第12号 については以上です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	今回で3回目になります。搬入路の確保ができないとのことで、周りは自分の山林で、野菜を作るための嵩上げです。水路もきれいにしており、何の問題もないところです。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、報告第13号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第13号 非農地証明願について御説明します。 議案の57ページ、2番になります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 〇〇〇年頃、住宅を建築されたものです。 登記地目は田、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、住宅が建っていることを確認し、家屋の登記簿及び当時の図面にて建築されてから

事務局	<p>20年以上経過していることが確認できました。</p> <p>報告第13号 非農地証明願については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第13号 非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第14号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、58ページになります。</p> <p>1番について、農地パトロール等にて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第14号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第14号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第15号 農地法第4条許可申請書の取り下げについて事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号についてご説明します。</p> <p>議案は59ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>この4条申請は委員会会議にて承認を得た後、佐賀県農政企画課へ進達しましたが、申請地内の道路側溝は市道の整備に伴い設置されたものであるとして市に寄付する際に、農地転用許可申請が不要となったため、取下げ申請するに至りました。</p> <p>報告第15号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第15号 農地法第4条許可申請書の取り下げについて、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第3回農業委員会会議を閉会します。</p>

